



保育所入所受け付け 働く親の応援団

☎ 福祉保健課 子育て支援係 ☎ 77-3914

保育所入所申込書は11月4日から町内の各保育所と福祉保健課で配布します。新規の入所希望者だけでなく、4月以降も引き続き入所する場合も、再度この申込書が必要になります。

■入所資格

保育所によって入所可能児童の年齢は異なりますが、町内に住所を有し、仕事や出産、病気や障害、長期介護などで保育に当たる方がいない乳幼児です。

ただし、保護者以外にも親族や他の方が保育できる場合は入所できませんのでご注意ください。

また、保育所と幼稚園を同じと考えて申請される方がいますが、保育所は保育に欠ける児童を保護者の代わりに保育する児童福祉施設

■申込書受付予定表

	第一保育所	第二保育所	第三保育所
定員	85人	70人	60人
入所可能児童	1～5歳児	7カ月～5歳児	1～5歳児
通常保育時間	午前8時30分～午後4時30分		
延長保育時間(時間外保育)	午前7時～午後7時		



設ですので、幼稚園とは異なります。

■申込書の受け付け(面接)

入所を希望する方は、受付日に必要書類をご持参の上、会場へお越しください。新規入所の場合は、児童同伴となります。

■受付日時

11月21日(土)
午前8時30分～正午

■受付場所

芝山町役場南庁舎研修室

※受付日以降でも、役場福祉保健課で受け付けますが、12月11日(金)で締め切ります。



柔道整復師の施術 正しい受診で正しい治療

☎ 町民税務課 国保年金係 ☎ 77-3913

柔道整復師(整骨院・接骨院)の施術には、その負傷原因や症状などによって国民健康保険が使える場合と使えない場合があります。施術を受ける前に柔道整復師とよく相談しましょう。

Q 保険治療の対象になるのはどんなとき?

A こんなときが該当になります。
○急性などの外傷性の打撲・捻挫・および挫傷(肉離れなど)・骨折・脱臼

※骨折・脱臼については医師の同意が必要です(応急処置を除く)
○骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき

Q 保険治療の対象にならないのはどんなとき?

A こんなときは対象外になる可能性があります。
○単なる肩こりや筋肉疲労、季節の変わり目による体の痛み
○脳疾患後遺症などの慢性病や症状が改善しない長期の施術

○保険医療機関で同一の部位の治療を受けているとき
○ケンカや交通事故など第三者が原因となるもの(役場に届出が必要です)

○家族の付き添いで来たついでに

施術、慰安目的のあん摩・マッサージ代わりの利用

Q 柔道整復師の施術を正しく受けるには?

A 次の4つを守りましょう。
1、負傷の原因を正しく伝える。
2、療養費支給申請書の内容をよく確認し、必ず自分で記入・捺印する。
3、領収証をもらい保管する。
4、治療が長引く場合は一度医師の診断を受ける。

治療内容についてお尋ねすることがあります

国民健康保険を使って柔道整復師の施術を受けた場合、施術の内容確認のため、「(整)接(接)骨院の施術内容調査票」を送付させていただきます。受診の記録(負傷部位・治療日など)、領収証の保管をしていただき、照会がありましたら、国民健康保険事業の適正な運営のためにご回答いただきますよう、お願いいたします。



国民年金保険料

5年の後納制度開始

問 町民税務課 国保年金係 ☎ 77-3913

過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することで、将来の年金額を増やすことができる「後納制度」がスタートしました。

「後納制度」は、平成27年10月1日から3年間限りの特例として開始されました。なお、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。後納制度を利用するには、申し込みが必要です。詳しくは次の

「専用ダイヤル」または年金事務所へお問い合わせください。

国民年金保険料専用ダイヤル

☎ 0570-0111050

千葉年金事務所

☎ 043-242-6320



巡回特定健康診査

加入保険をご確認ください

問 町民税務課 国保年金係 ☎ 77-3913

社会保険に加入されている方を対象とした巡回特定健康診査を次のとおり行います。

- 健診日 11月2日(月)
- 受付 午前9時30分～11時30分
- 会場 芝山町役場南庁舎
- 持参する物 受診券・保険証(受診券は、ご加入の健康保険組合にご確認ください。)
- 健診料金 受診券に記載されていますので、ご確認ください。
- 対象者 組合健康保険・協会

んぼ(旧政府管掌健康保険)に加入している方(社会保険にご加入の被扶養者)

【注意】国保加入者は対象外です。

■ 健診内容 特定健康診査

■ 問合せ (一社) 千葉衛生福祉

協会 千葉診療所 健康管理部

☎ 043-224-2016

Fax 043-224-2605



3R運動

ゴミを減らして環境を守ろう

問 まちづくり課 都市環境係 ☎ 77-39008

10月は「3R推進月間」です。町では「み」の減量化(Reduce)、再利用化(Reuse)、再資源化(Recycle)の促進のため、不用品の回収を行います

■ 実施日 10月25日(日)

■ 実施時間 および会場

○ 午前10時～10時40分

菱田共同利用施設

○ 午前11時～11時40分

大台北集会所

○ 午後1時30分～2時10分

新井田公民館

○ 午後2時30分～3時30分

役場車庫前

■ 回収品目 新聞・雑誌・段ボール・牛乳パック

※新聞・雑誌・段ボールは分別してひもで十文字に束ねてください

※新聞・雑誌・段ボールは分別してひもで十文字に束ねてください



い。
※牛乳パックは、洗ってから開いて十文字に束ねてください。
【注意】古着は回収しません。

取り壊した家屋はありますか

問 町民税務課 課税係 ☎ 77-3915

家屋(建物)の新築や増築、取り壊しがあった場合、固定資産税課税台帳整備のための現況調査を行います。特に取り壊しの場合は課税台帳から抹消するため、必ず町民税務課課税係までご連絡ください。

■ 固定資産税課税基準日

平成28年1月1日現在の状況

■ 対象となる建物

平成27年中に新築、増築、取り壊しをした家屋